

令和6年7月1日

## 神奈川県市町村振興協会の長期貸付利率について

公益財団法人神奈川県市町村振興協会  
理事長 内野 優

令和6年7月1日から財政融資資金の貸付利率が改定されるに伴い、当協会の貸付利率を次のとおり改正し、令和6年7月の貸し付け分に適用する。

### I 元金均等償還 (%)

据置期間 区分	0		1		2		3	
	財投	協会	財投	協会	財投	協会	財投	協会
5	0.5	<b>0.4</b>	0.5	<b>0.4</b>	0.5	<b>0.4</b>	0.5	<b>0.4</b>
10	0.7	<b>0.5</b>	0.7	<b>0.5</b>	0.8	<b>0.6</b>	0.8	<b>0.6</b>
15	1.1	<b>0.8</b>	1.1	<b>0.8</b>	1.1	<b>0.8</b>	1.1	<b>0.8</b>
20	1.3	<b>0.9</b>	1.3	<b>0.9</b>	1.4	<b>1.0</b>	1.4	<b>1.0</b>
25	1.5	<b>1.1</b>	1.6	<b>1.1</b>	1.6	<b>1.1</b>	1.6	<b>1.1</b>

### II 元利均等償還 (%)

据置期間 区分	0		1		2		3	
	財投	協会	財投	協会	財投	協会	財投	協会
5	0.5	<b>0.4</b>	0.5	<b>0.4</b>	0.5	<b>0.4</b>	0.5	<b>0.4</b>
10	0.7	<b>0.5</b>	0.7	<b>0.5</b>	0.8	<b>0.6</b>	0.8	<b>0.6</b>
15	1.1	<b>0.8</b>	1.1	<b>0.8</b>	1.1	<b>0.8</b>	1.1	<b>0.8</b>
20	1.4	<b>1.0</b>	1.4	<b>1.0</b>	1.4	<b>1.0</b>	1.4	<b>1.0</b>
25	1.6	<b>1.1</b>	1.6	<b>1.1</b>	1.6	<b>1.1</b>	1.6	<b>1.1</b>

### 当協会の長期貸付利率の定め方について

当協会の長期貸付利率は、貸付細則により「年3%」と定めています。ただし、財政融資資金の貸付利率が「年3.5%未満」の場合は、理事長が別に定めるとしてあります。

これにより、令和6年7月の協会資金の貸付利率は、財政融資資金の貸付利率に**0.7**を乗じた率（その率が**0.01%**を下回ったときは**0.01%**）とします。

小数点の取り扱いにつきましては、財政融資資金の率が小数点第2位までのときは、第3位を四捨五入し、財政融資資金の率が小数点第1位までのときは第2位を四捨五入します。